

## 重要 必ずご覧ください

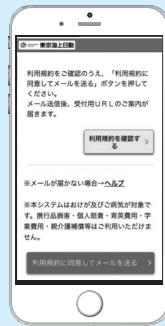
広島県PTA連合会会員の各小・中学校の保護者の皆様へ

自転車事故  
対応保険

お問合せの内容に応じて以下にご連絡ください

### おケガ・ご病気のご連絡

#### スマートフォン



万一事故が起つてしまった際、おケガ・ご病気のご請求はスマートフォンから状況を連絡することができます。

万一事故が発生してしまった時、いち早くスマートフォンから事故の連絡を行うことができます。操作は簡単。表示された画面の手順に基づいて入力し、送信するだけ。加入者票がお手元に届き次第すぐにご利用できます。

※PCからもアクセスできます。(受付時間:24時間365日)

- ①空メール送信によりアクセスURLを入手します。
- ②画面の操作手順に従って加入者の情報を入力していきます。
- ③けがをされた方、事故の場所などの状況を入力します。
- ④スマートフォンなので操作は簡単。迅速に対応いたします。

### その他請求のご連絡

#### TEL

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

TEL: 0120-720-110

(受付時間:24時間365日)

〈取扱代理店〉(株)東京海上日動パートナーズ中国四国

TEL: 0120-018-217

(受付時間)月~金曜日 9:00~17:00 休日を除く

この保険で補償されると考えられる事故が生じた場合は、事故の日時、場所、被害者名、事故状況、加入者証券番号などを直ちに(補償によっては30日以内)取扱代理店または引受保険会社にご通知の上、保険金請求のお手続きをお取りください。損害賠償責任の全部又は一部を承認しようとするときは、あらかじめ引受保険会社にご相談ください。

### 制度の内容・加入手続き・住所変更・転校などのお問合せやご連絡

広島県PTA連合会 小・中学生総合保障制度お問い合わせ先

〈取扱代理店〉(株)東京海上日動パートナーズ中国四国

〒730-0051 広島市中区大手町1-2-1 おりづるタワー 4階

TEL: 0120-018-217

月~金曜日  
9:00~17:00  
休日を除く

FAX: 082-243-0140

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。  
したがいまして、取扱代理店との間で有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

[引受幹事保険会社、ご意見・ご相談先]

東京海上日動火災保険(株)  
(担当支社)広島支店広島支社

〒730-8730  
広島市中区八丁堀3-33 広島ビジネスタワー6F

TEL 082-511-9194

[共同引受保険会社]

あいおいニッセイ同和損害保険(株)

〒730-8580  
広島市中区国泰寺町1-8-13  
あいおいニッセイ同和損害保険広島TYビル

TEL 050-3462-8339

[団体(契約者)]

広島県PTA連合会

〒732-0052  
広島市東区光町2丁目9-14(COMS光4階)  
TEL 082-262-1600

このご案内は、団体総合生活保険の内容をご紹介したもので、ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡しております保険約款によりますが、ご不明な点等がありましたら、取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

ご加入を申込まれる方と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

この保険契約は東京海上日動火災保険を幹事とした共同保険契約です。引受保険会社および引受割合等については団体保険制度のお手続きサイトの重要事項説明書をご確認ください。

この保険は、広島県PTA連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として広島県PTA連合会が有します。

広島県PTA連合会会員の各小・中学校の保護者の皆様へ

令和8年度広島県PTA連合会

# 小・中学生総合保障制度 ご加入のおすすめ

(小・中学生総合保障制度は、団体総合生活保険のペットネームです。)

## お子さまが加害者に



©東京海上日動

...  
「もしもが起こった時に  
大切なお子さまを守る」  
その備えのご案内です。



まずは  
動画で  
確認

## お子さまがケガ



学校内 通学途中 ご家庭  
お子さまがいつどこでケガしても  
**24時間補償!**

保険期間

令和8年4月25日(土)午後4時~  
令和9年4月25日(日)午後4時まで1年間

掛金引き落とし日

**6月29日(月)**

※令和5年4月1日より広島県では、自転車保険加入の義務化が施行されました。(自転車自身の)盗難、損害は補償されません。

スマホ・PCから簡単に加入申込ができます!



**新規加入**

申込締切

**4月2日(木)**

**中途加入**

申込  
受付期間

**4月3日(金)~**

※別紙記載の二次元コードをご利用ください

※本制度は自動更新となります。2月に「団体保険一斉募集開始のお知らせ(メール)」

もしくは「自動更新のご案内(封書)」が届いた方はお手続き不要です。

# 「広島県PTA連合会小・中学生総合保障制度」のご案内

ご存知ですか?  
お子さまを取り巻く  
交通事故リスク

令和6年広島県の交通事故

4,403件

1日あたり  
約12件

※広島県県警HP 交通事故統計より

中でも見過ごせない!  
自転車事故  
発生件数

自転車  
895件

全体4,403件

広島県全体の  
895件は  
自転車事故

※広島県県警HP 交通事故統計より

夜間自転車で帰宅途中に、  
歩行者と衝突。  
歩行者は頭蓋骨骨折等の  
傷害を負い、意識が戻らない  
状態となった。



お子さまが  
加害者に

総合保障制度にご加入していれば

加害事故の補償

個人賠償責任補償

誤って他人のものを壊したり、他人にケガをさせてしまったら…。お子様や、  
ご家族の方が日常生活で万が一法律上の損害賠償責任を負った時、  
補償されます。アルバイト・インターンシップに起因する賠償責任  
も補償されます。(情報機器等に記載された情報の損壊は  
500万円限度。)

保険金お支払い例

約9,521万円

(神戸地方裁判所、平成25年(2013)7月4日判決) 出典:日本損害保険協会データブック

小・中学生の 事故の多くは、  
自転車事故となっています。

その他  
約35.1%  
自転車事故  
約64.9%

※広島県県警HP 交通事故統計より

賠償責任補償無制限+ 示談交渉 ダブルで安心!

国内示談 交渉付き

事故を起こしてしまうとただでさえ心身が疲労します。加えて  
との示談交渉まで行うとなるとさらに心身が疲労してしま  
総合保障制度にご加入していれば、万が一事故を起こして  
場合に、事故の被害者との示談交渉を専門スタッフが代行  
※国内での事故(訴訟以外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、  
示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

被害者  
います。  
しまった  
します。

あなたに代わって  
保険会社が  
相手方と交渉します。



総合保障制度にご加入していれば

お子さまの身体の補償

被害事故補償

お子さまがひき逃げや犯罪の被害者になり、死亡または1~4級の所定の後  
遺障害となられたときに補償されます。

保険金お支払い例

1,000万円

(損害賠償金やその他の給付金を控除した損害額が1,000万円以上となった場合)

お支払例は当社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

大切なお子さまが被害者にも加害者にもなるかもし  
れない!  
事故の加害者になった場合を考え、  
高額な賠償責任に対する備えが必要です!

子どもを24時間  
見守るなんてできないし…  
自転車事故対応の  
保険が安心かな!



# 広島県PTA連合会の会員の皆様へ

広島県PTA連合会会長  
岩本 義樹

子どもたちを取り巻く環境は日々変化し予測できない危険が存在しており、事件や事故に巻き込まれることも少なくありません。近年ではヘルメット未着用や交通違反等による重大事故も多くなっています。広島県PTA連合会では子どもたちの健全な育成を進めていくための支援策の一つとして、自転車事故をはじめケガや賠償トラブルを24時間補償する小・中学生総合保障制度を運営しております。本制度は最大約29%(団体割引と損害率による割引によるもの)も安い掛金でご加入できます。是非この機会にご加入いただきますようご検討ください。

「広島県PTA連合会小・中学生総合保障制度」なら  
こんな時にも補償が受けられる!

自宅で学校貸与の  
タブレットを誤って  
壊してしまった。



## 加害事故の補償

**個人賠償責任補償** 誤って他人のものを壊したり、他人にケガをさせてしまったら…。  
お子さまや、ご家族の方が日常生活で万が一法律上の損害賠償責任を負った時、補償されます。(情報機器等に記載された情報の損壊は500万円限度)

保険金お支払い例

約25,000円

風邪をこじらせ  
肺炎になり  
入院してしまった。



## お子さまの身体の補償

**入院医療保険金支払特約** お子さまが疾病で2日以上入院された時、補償されます。(同一の疾病※について60日限度)(H・W2・W1プラン)  
※次に該当する場合は、後の疾病は前の疾病と異なるものとみなします。退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に、再びその疾病的入院治療が必要になったとき。

保険金お支払い例 (※10日間入院した場合)  
○Hプランの場合 (入院1日3,100円×10日)

31,000円

体育の時間に  
バスケットをしていて  
突き指を  
してしまった。



## お子さまの身体の補償

**傷害補償** (細菌性食中毒等補償特約付帯)  
お子さまが急激かつ偶然な外来的事故でおケガをされた、または熱中症となった時、入院・通院をはじめ手術・後遺障害・死亡の保険金が支払われます。

保険金お支払い例 (※4日間通院した場合)  
○Hプランの場合 (通院1日1,600円×4日)

6,400円

昼休み中に転倒して  
メガネを  
壊してしまった。



## 学用品・身の回り品などの補償

**携行品補償** (学校管理下動産補償特約)  
国内外において、保険の対象となる方が所有する、自宅外で携行している学用品・身の回り品が、登下校中、学校内の授業・休憩時間中、学校行事中、クラブ活動中等、学校の管理下で損害を受けたときに保険金が支払われます。(1年間で10万円限度・免責金額(自己負担額)1事故につき3,000円)

保険金お支払い例  
(損害額は時価額が限度です)

約10,000円

ストーカー行為で  
つきまとわれたため、  
弁護士に相談した。



## 弁護士費用等

## 人格権侵害等

国内において、お子様が急激かつ偶然な外来的事故により他人からケガを負わせたり物を壊された場合、またはお子様が名誉・プライバシーの侵害、痴漢<sup>1</sup>・ストーカー行為<sup>2</sup>・いじめ<sup>3</sup>・嫌がらせ<sup>4</sup>等により精神的苦痛を被つた場合<sup>4</sup>に、法律相談や相手との交渉等に弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。<sup>1</sup>痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。<sup>2</sup> 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く)に在籍する児童または生徒が対象となります。<sup>3</sup> 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。<sup>4</sup> 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。

保険金お支払い例  
弁護士相談費用

約100,000円

保険料最大  
約29%  
割引!!

# 保険金額と掛金(保険料等)

※団体割引25%、損害率による割引5%適用(注1) ※ご加入口数は1口のみです。

|     | 掛金1ヶ月あたり  | 約1,333円                   | 約1,083円                  | 約917円   | 約667円                  | 約417円                |
|-----|---|---------------------------|--------------------------|---|------------------------|----------------------|
|     | Hプラン  | W2プラン                     | W1プラン                    | Aプラン  | Bプラン                   |                      |
| 傷害  | 死亡・後遺障害<br>入院保険金日額<br>通院保険金日額                       | 218万円<br>3,100円<br>1,600円 | 91万円<br>3,000円<br>1,500円 | 59万円<br>2,300円<br>1,300円                          | 51万円<br>1,400円<br>900円 | 23万円<br>300円<br>300円 |
|     | 育英費用  | 200万円                     | 200万円                    | 100万円   |                        | ×                    |
|     | 入院医療日額 <sup>(※1)</sup>                              | 3,100円                    | 3,000円                   | 2,300円  | ×                      | ×                    |
|     | 病気葬祭費用 <sup>(※2)</sup><br>(免責日数1日)                  |                           | 100万円限度                  |   | ×                      | ×                    |
|     | 天災補償<br>(傷害・育英・学業費用)                                | ○                         | ×                        | ×   | ×                      | ×                    |
|     | 特定感染症   |                           | 後遺障害・入院日額・通院日額           | 傷害補償と同額   |                        |                      |
|     | 細菌性食中毒  | ○                         | ○                        | ○   | ○                      | ○                    |
|     | 熱中症   | ○                         | ○                        | ○   | ○                      | ○                    |
|     | 個人賠償責任<br>記録情報限度額500万円<br>(個人賠償特約の一部変更特約)           |                           |                          | 国内1事故無制限<br>国外1事故1億円限度<br>国内示談交渉付                 |                        |                      |
|     | 弁護士費用等補償特約<br>(人格権侵害等) <sup>(※3)</sup>              |                           |                          | 300万円限度   |                        |                      |
|     | トラブル対策費用補償特約  |                           |                          | 20万円限度  |                        |                      |
| 携行品 | 学校管理下動産補償特約<br>携行品特約の一部変更特約<br>保険対象または<br>受託品範囲変更特約 |                           |                          | 1年間で10万円限度<br>(免責金額(自己負担額)1事故3,000円)              |                        |                      |
|     | 被害事故補償  |                           |                          | 1事故1,000万円限度<br>(団体保険制度お手続きサイトには画面の制約上、表示がありません。) |                        |                      |
|     | 保険料   | 15,700円                   | 12,700円                  | 10,700円   | 7,700円                 | 4,700円               |
|     | 制度維持費   |                           |                          | 300円  |                        |                      |
|     | 掛金<br>(1年分)   | 16,000円                   | 13,000円                  | 11,000円   | 8,000円                 | 5,000円               |

※直近の保険金のお支払状況・収支状況等を踏まえ、一部、補償内容の変更を行っています。

●病気入院補償に係る控除証明が必要となる場合はお手数ですが本ご案内記載のお問い合わせ先までご連絡ください。(10月以降受付) ●生命保険料控除制度の詳しい内容につきましては日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご参照ください。ご参考:本制度の控除証明額(4/25補償開始、団体割引25%・損害率による割引5%適用の場合)Hプラン:1,270円 W2プラン:1,230円 W1プラン:940円 ●個人賠償責任補償特約にご加入される場合、保険の対象となる方またはそのご家族が、同様の保険契約を他に契約されているときには補償が重複する事があります。補償が重複すると対象となる事故がどちらのご契約から補償され一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては補償内容をご確認ください。●携行品の損害保険金のお支払額の合計が保険金額(10万円)と同額となった場合は、この携行品の補償は損害発生時に終了します。●手術保険金では傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。●後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金の4~100%をお支払いします。●制度維持費の詳細については、広島県PTA連合会にお問い合わせください。(1)この契約が継続された最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で既に被っている病気については保険金をお支払いできません。ただし、初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。(2)この保険契約が初年度契約である場合において、死亡の原因となった疾病を発病した時が保険期間の初日からその日を含めて保険証券記載の免責日数1日を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、当会社は保険金を支払いません。(3)自動車事故等一部対象とならないものがあります。●上記掛金には保険料のほか、制度維持費(通信費・口座振替手数料など)が一律300円含まれております。

(注1)天災危険補償特約保険料には損害率による割引は適用されません。

# お申し込みにあたって

本制度は生徒お一人につき1加入となります。複数のご加入は出来ません。

## 保険期間 ▶ 令和8年4月25日午後4時～令和9年4月25日午後4時まで

※4月以降、毎月24日までにお手続きが完了しますと、翌日25日からの中途加入が可能です。

保険料および制度維持費300円は、ご指定の引落口座より6月29日(月)に引き落としさせていただきます。

※引落口座の通帳には「MBS・PTAホケンリョウ」と表示されます。

※万一、引落日に年間保険料が引落不能の場合には、7月27日(月)に再度引落しさせていただきます。

※7月27日(月)も引落不能となった場合は、補償開始日に遡り、補償が無効となりますので、ご注意ください。

加入者票は4月中旬から順次ご加入者の住所にお送りいたします。

加入者票が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。

※パソコン・スマートフォン、タブレットなどをお持ちでない方は締切日が異なります。裏面問い合わせ先までご連絡ください。

## ご加入内容に関する 大切なお知らせ

\*現在ご加入の方は  
必ずお読みくださいますようお願いいたします。

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の締切日までに、ご加入の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレット等に記載の補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。その他ご不明な点等ございましたら、取扱代理店までご連絡ください。今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点をご参照ください。

## よくあるご質問

### 加入手続きについて

- Q. すでに加入していますが、新たに加入手続きが必要ですか?  
A. 本制度は自動更新となります。新たな加入手続きは不要です。  
ただし、新中学1年生の方は2月頃ご案内したメールまたは封書記載の2次元コードでお手続きが必要です。

### 補償内容について

- Q. 放課後公園で遊んでいるときにケガをしました。対象となりますか?  
A. おけがの補償は24時間ですので、学校外での活動中も補償対象となります。  
Q. 自転車に乗っているときのケガは対象となりますか?  
A. 自転車や他の乗り物に乗車中のけがも補償対象です。  
Q. 駐車場で自分の車のドアで隣に駐車していた車にぶつけてしまいました。個人賠償責任補償の対象となりますか?  
A. 自動車保険の対象となるものは、個人賠償責任補償の対象外です。

### 変更・脱退について

- Q. 住所が変更となりました。どうしたらよいですか?  
A. ご加入情報に変更があった場合は変更のお手続きが必要です。  
お手続き要領についてご案内しますので、取扱代理店フリーダイヤルへご連絡ください。  
Q. 広島県外の学校へ進学します。引き続き加入できますか?  
A. ご加入はできませんので、脱退のお手続きが必要です。

取扱代理店フリーダイヤルへご連絡ください。

### その他

- Q. 保険料控除の対象となりますか?  
A. 本制度は損害保険料控除の対象外ですが、病気入院補償の特約保険料は生命保険料控除の対象となります。  
詳しくはP5をご確認ください。

# お手続き方法

## 《お手続きの前にご確認ください》

●本制度は自動更新となりますので、現在すでにご加入されている場合はお手続き不要です。

(※自動更新のご加入内容については、4月中旬に郵送される加入者票にてご確認ください。)

●新規ご加入手続き完了後に受付完了メールが送信されますので、事前に「@d1.tmnf.co.jp」のドメイン設定をお願いします。

(※スマートフォンやパソコン等のセキュリティの設定等により、ドメイン設定をしてもメールが届かない場合があります。その場合は4月中旬に郵送される加入者票にてご加入内容をご確認ください。)

●ご加入手続きの中で、保険料引落し口座のご登録が必要となります。お手元に口座内容のわかるものをお準備の上、お手続きをお願いいたします。

●午前4時～6時の間はお手続きできません。

●お申し込み完了後、必ず口座登録も同時に実行下さい。

## ご加入までの流れ

### STEP 1 ▶ 団体保険制度お手続きサイト

### STEP 2 ▶ トップ画面

3ページより、ご希望のプランをお選びいただき、表面の二次元コードかURLよりサイトにアクセスしてください。



### STEP 3 ▶ 保護者・扶養者(加入者)情報の入力

①保護者・扶養者(加入者)情報を入力願います。

②保護者・扶養者(加入者)から見た統柄をご選択願います。

・加入者が父母の場合  
→【子】をご選択願います。  
・加入者が祖父母の場合  
→【同居の孫】をご選択願います。

③学生・生徒・児童(被保険者)情報を入力願います。

④次へ進むをクリック。

### STEP 4 ▶ 補償の選択

加入を検討するをクリック。

### STEP 5 ▶ ご加入されるタイプの選択

※タイプ名は実際と異なります。

①ご加入されるタイプを選択し[選択する]をクリック。  
タイプは次ページにもありますので、次ページボタンをクリックしてご確認ください。

②ご加入されるタイプが正しく選択されているかをご確認いただき[確定する]をクリック。

[ご注意]口座からお引き落しさせていただく掛金には、各タイプの下に表示されている保険料に制度維持費(300円)が附加されます。

### STEP 6 ▶ 補償を確定し次へ進むをクリック。

STEP

7

## ▶お客様(加入者)情報の入力

ご住所、メールアドレス、連絡先を入力願います。

お客様情報の入力

①検索ボタンを押下すると所属検索画面になります。

②キーワード入力欄にお子さまの学校名を○○市立・町立・村立から入力し検索いただき、リストから選択ください。

③下記の卒業予定年早見表をご確認いただき、お子さまの小学校または中学校卒業年をご入力ください。

\*本制度は小学校および中学校卒業までの自動継続となります。

(小学校)

| 学年<br>(令和8年4月1日時点) | 小学校卒業年<br>(団体内自動更新停止年) | 学年<br>(令和8年4月1日時点) | 小学校卒業年<br>(団体内自動更新停止年) | 学年<br>(令和8年4月1日時点) | 中学校卒業年<br>(団体内自動更新停止年) |
|--------------------|------------------------|--------------------|------------------------|--------------------|------------------------|
| 小学校1年生             | 令和14年                  | 小学校4年生             | 令和11年                  | 中学校1年生             | 令和11年                  |
| 小学校2年生             | 令和13年                  | 小学校5年生             | 令和10年                  | 中学校2年生             | 令和10年                  |
| 小学校3年生             | 令和12年                  | 小学校6年生             | 令和9年                   | 中学校3年生             | 令和9年                   |

学生・生徒・児童(被保険者)  
の卒業予定年欄

STEP  
8

## ▶ご加入内容の確認

お手続き内容をご確認いただき、間違いかなければ  
[内容を確定する]をクリック。そして、[重要事項説明書を表示]を  
クリックし、ご確認同意のうえ、ご加入される場合は、[加入する]  
をクリック。

## 必ず同時にご登録ください!!

### STEP 9 ▶お申込完了・口座を登録する

※スマートフォンやパソコン等のセキュリティの設定等によりメールが届かない場合があります。その場合は4月中旬に郵送される加入者票にてご加入内容をご確認ください。

- ①お手続きが完了すると、【受付完了メール】が自動で送信されます。口座振替の登録手続き画面に進み、[次へ進む] をクリック。
- ②ご利用になる金融機関をご選択願います。
- ③引落口座の情報を入力し[金融機関へ]をクリック。  
金融機関サイトの登録を確定します。
- ④口座情報の登録をもってお手続きは完了です。

### ▶口座登録完了

この画面が表示されましたら口座のご登録は完了です。  
※各金融機関から登録完了メールは送信されません。  
※口座のご登録完了後すぐにご加入内容画面を確認いただいた場合、「口座未登録」と表示されておりますので、ご登録後2営業日以降にご確認をお願いします。

#### ご注意点

STEP9の申込完了画面は確認できたが、口座登録でエラーとなり、STEP10の口座登録完了画面が表示されなかった場合のお手続きについて  
⇒ご契約のお申込みは完了しておりますので、別途書面での口座登録のお手続きが必要となります。

取扱代理店フリーダイヤルへご連絡ください。

## 保険の対象となる方(被保険者)について

### [「保険の対象となる方(被保険者)ご本人\*1としてご加入いただける方】

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人\*1としてご加入できる方は、広島県PTA連合会会員の学校に在籍する児童・生徒の方(入学手続きを終えた方を含みます。)となります。

### [保険の対象となる方(被保険者)の範囲]

それぞれの基本補償について、保険の対象となる方(被保険者)は、右表のとおりです。

|                                    |                             |          |
|------------------------------------|-----------------------------|----------|
|                                    | こども傷害補償、携行品、弁護士費用等、トラブル対策費用 | 個人賠償責任*2 |
| 本人型                                |                             | 家族型      |
| ご本人*1                              | ○                           | ○        |
| ご本人*1の配偶者                          | -                           | ○        |
| ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の同居のご親族    | -                           | ○        |
| ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の別居の末婚のお子様 | -                           | ○        |

※保険の対象となる方の統柄は、損害の原因となった事故発生におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人\*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含みます(代理監督義務者については、ご本人\*1に関する事故に限ります)。

※育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。

原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

\*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

\*2 個人賠償責任について、ご本人\*1以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります)も保険の対象となる方に含みます(責任無能力者に関する事故に限ります)。

### [「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説]

それぞれの基本補償について、保険の対象となる方(被保険者)は、以下のとおりです。

(1)配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります)。①婚姻意思\*3を有すること ②同居により夫婦

(2)親族：同様の共同生活を送っていること

(3)未婚：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

\*3 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

### 必ずお読みください

団体総合生活保険の2025年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

## 団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店または東京海上日動までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

#### 主な改定点

| 変更する補償      | 改 定 項 目                               | 概 要   |
|-------------|---------------------------------------|---|
| こども傷害<br>補償 | 賠償・財産・費用<br>に関する補償                    |   |
| ○           | 参考純率改定等を踏まえた保険料改定                     | 2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。  |
| ○           | 熱中症の補償追加                              | 昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。<br>※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。<br>※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。   |
| ○           | 職種別による<br>料率区分の廃止                     | 傷害補償における職種別による料率区分を廃止(保険料を一本化)し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。  |
| ○           | 「特定感染症<br>危険補償特約」の<br>保険料改定           | 先般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大における収支状況等を踏まえ、安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。  |
| ○           | 「弁護士費用等<br>補償特約<br>(人格権侵害等)等の<br>約款改定 | ①約款上の「その他の侵害」について、刑法改正を踏まえ、「満13歳以上満16歳未満の者」に対して5歳以上長の者がわいせつな行為等をした場合を「痴漢」に含めます。<br>②約款上の「人格権侵害」について、インターネット投稿画像等の「具体的な表示物」により侵害の発生を証明する場合は、あわせて「相談窓口等への相談の事実が確認できる記録等」を必要とします。<br><対象特約><br>弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)、トラブル対策費用補償特約 |

このご案内は、2025年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

敬具

## サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!  
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

### ・メディカルアシスト

自動セット



受付時間\*1: 24時間365日

0120-708-110

\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。  
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。  
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

### がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

### ・介護アシスト

自動セット



受付時間 :

・電話介護相談 :午前9時~午後5時  
いずれも  
・各種サービス優待紹介 :午前9時~午後5時  
土日祝・  
年末・年始を除く

0120-428-834

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

### 電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用いただくことも可能です。

\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

### 各種サービス優待紹介 \*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「パリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。\*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

\*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。 \*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

### ・デイリーサポート

自動セット



受付時間 :

・法律相談 :午前10時~午後6時  
いずれも  
・税務相談 :午後2時~午後4時  
土日祝・  
年末・年始を除く

0120-285-110

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

### 法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] [www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html)

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労働士がわかりやすく電話でご説明します。 ※社会保険労働士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

### ・いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

・いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス:  
午前10時~午後6時

0120-300-575

・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス:  
午前7時30分~午前9時30分/  
午後5時~午後10時

0120-106-670

### いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行ったもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

### 痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

### ご注意ください (各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- ・1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- ・2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

## MEMO

## MEMO